

平成28年 第1回 まんのう町議会臨時会

まんのう町告示第3号

平成28年第1回まんのう町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成28年2月3日

まんのう町長 栗田 隆義

1. 招集日 平成28年2月8日
2. 場 所 まんのう町役場議場

平成28年第1回まんのう町議会臨時会会議録（第1号）

平成28年2月8日（月曜日）午前 9時30分 開会

出席議員 15名

1番 竹林 昌 秀	2番 川 西 米希子
3番 田 岡 秀 俊	4番 合 田 正 夫
5番 三 好 郁 雄	6番 白 川 正 樹
7番 白 川 年 男	8番 白 川 皆 男
9番 大 西 樹	10番 藤 田 昌 夫
11番 松 下 一 美	12番 三 好 勝 利
13番 大 西 豊	14番 川 原 茂 行
15番 関 洋 三	

十

欠席議員 なし

会議録署名議員の指名議員

4番 合 田 正 夫

5番 三 好 郁 雄

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 青 野 進 議会事務局課長補佐 常 包 英 希

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長 栗 田 隆 義 副 町 長 栗 田 昭 彦
教 育 長 斉 藤 賢 一 総 務 課 長 齋 部 正 典

企画政策課長	高嶋一博	税務課長	脇隆博
住民生活課長	森末史博	福祉保険課長	川田正広
会計管理者	仁木正樹	健康増進課長	見間照史
建設土地改良課長	池田勝正	産業経済課長	高橋守
琴南支所長	雨霧弘	仲南支所長	和泉博美
学校教育課長	尾崎裕昭	社会教育課長	長森正志
水道課長	天米賢吾	地籍調査課	山内直樹

○**関洋三議長** おはようございます。

ただいまの出席議員は、15名であります。定足数に達しておりますので、これより平成28年第1回まんのう町議会臨時会を開会いたします。

招集者であります、町長の御挨拶をお願いします。

町長、栗田隆義君。

○**栗田町長** 本日は、平成28年第1回臨時会を開催いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、公私ともに大変お忙しい中、御参集いただきましてありがとうございます。

折しもきょうは、旧正月で中華圏では春節と呼ばれてもっとも重要な祝祭日であり、盛大に祝賀されているようであります。

本日の臨時議会に上程いたしておりますのは、専決処分の承認3件、事業変更契約の締結について1件、補正予算1件でございます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げます。開会の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○**関洋三議長** 直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ちまして、議会報告をいたします。

事務局長、青野進君。

○**青野議会事務局長** それでは、御報告申し上げます。

町長から、地方自治法第149条の規定に基づく議案2件を受理いたしました。

次に、町長から、地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分議案3件を受理いたしました。

以上で、報告を終わります。

○**関洋三議長** 議会報告を終わります。

日程第1 議会運営委員会報告

○**関洋三議長** 日程第1、本日の議事日程等について、議会運営委員会の報告を願います。

議会運営委員長、白川正樹君。

○**白川正樹議会運営委員長** おはようございます。

議会運営委員会の、御報告を申し上げます。

2月4日、午後1時30分より、第1委員会室におきまして、町長、副町長、総務課長、議長同席のもとに議会運営委員会の委員全員が出席いたしまして、慎重に審議いたしました。その結果を御報告いたします。

それでは、お手元に配布されております、議事日程第1号について御説明を申し上げます。

日程第1 議会運営委員会報告 議会運営委員長

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 会期の決定 本日1日間といたします。

日程第4 議案第1号 専決処分の承認について（まんのう町 税条例の一部改正について）即決でお願いします。

日程第5 議案第2号 専決処分の承認について（まんのう町 国民健康保険税条例の一部改正について）即決でお願いします。

日程第6 議案第3号 専決処分の承認について（まんのう町 介護保険条例の一部改正について）即決でお願いします。

日程第7 議案第4号 事業変更契約の締結について（まんのう町立満濃中学校改築・町立図書館等複合施設整備事業）即決でお願いします。

日程第8 議案第5号 平成27年度まんのう町 一般会計補正予算案第4号 即決でお願いします。

以上の日程で、意見の一致を見、午後1時55分に委員会を閉会いたしました。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

○**関洋三議長** これをもって、議会運営委員会の委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

質問者、10番、藤田昌大君。

○**藤田昌大議員** 10番、藤田です。議運の委員長の報告にあったように議案の1・2・3号については、個人番号マイナンバー制度導入に伴う事案でありまして、1月1日からやるということは、既に決定しておったんですね。ですから、できれば専決処分する前に、12月議会に提案できたのではないかな、という気がするんですが、こういった質疑はあったのか、なかったのかお尋ねいたします。

○**関洋三議長** 答弁、議会運営委員長。

○**白川正樹議会運営委員長** いまの御質問にお答えいたします。12月にそういうのが、あったかなかったかというのに関しましては質問はありませんでした。

○**関洋三議長** ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○**関洋三議長** 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

日程第2 会議録署名議員の指名

○**関洋三議長** 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、4番、合田正夫君、5番、三好郁雄君を指名いたします。

日程第3 会期の決定

○**関洋三議長** 日程第3、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○**関洋三議長** 異議なしと認めます。

よって、会期は1日間と決定いたしました。

日程第4 議案第1号 専決処分の承認について（まんのう町税条例の一部改正について）

○**関洋三議長** 日程第4、議案第1号 専決処分の承認について（まんのう町税条例の一部改正について）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○**栗田町長** ただいま上程いたしました、議案第1号の専決処分の承認につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

この専決処分は、地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成27年12月25日に公布されたことに伴う税条例の改正につきまして、地方自治法第179条第1項の規定による専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものでございます。

主な改正内容は、第1節町民税の、第1号、氏名又は名称及び住所若しくは居所又は事務所又は事業所の所在地及び個人番号又は法人番号を、氏名及び住所又は居所にあっては名称、事務所又は事業所の所在地及び法人番号に改めるものでございます。

第5節、特別土地保有税で個人番号を削除し、同法第2条第15項を行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に改め、個人番号又はを削除する、という改正でございます。

以上、御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○**関洋三議長** これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

質問者、10番、藤田昌大君。

○藤田昌大議員 これも、3議案とも関連するんでありますけど、マイナンバー制度が導入された部分で、多分これ全部やる部分だろうと思うんですが、マイナンバー制度を導入にあたって、こういった発行の手続き、方法が、まんのうの場合は非常に御粗末でないかと思うんです。例えば、ある役所では1月1日以降に窓口を担当職員を設けてやっているんですよ。個人番号のマイナンバーの部分で、個人番号カードの発行をするという手続きを行っているんです。そういった部分のなかから、こういった部分がでてくるんですけどね。そして、もう一つは個人事業者によっては非常に迷惑な話ですので、これは横に置いときます。ただ発行手続きとか、そんな部分について、今後こういった対応をしていながら税務課と対応するのか、1点だけお伺いします。

○関洋三議長 ちょっと、お待ちください。

答弁、担当企画政策課長、高嶋一博君。

○高嶋企画政策課長 藤田議員さんの御質問にお答えします。

本町でもマイナンバー制度に伴いまして、カードの発行を1月から実施をさしていただいておりますが、人員等に教育等を施して十分な対応をとっておる、というふうに考えております。また問題が起きれば、その都度、対処していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○関洋三議長 再質問、10番、藤田昌大君。

○藤田昌大議員 別に、混乱さすつもりはございませんので、ただ住民サイドが、あまり十分な認識がないように私は思われるので、そういった部分は行政として、きちっとマイナンバー制度が導入されて、こういうことになりました。こういった部分には個人カードがあれば大変、参考になりますよ、とかそういった部分が、まだまだ行政にも住民にも欠けているんでないかなと思うんですよ。これからも、個人カードがなければいけない人が、ようけでてくると思いますし、そういった部分ではマイナンバー制度導入に対して、まだまだ安易に考えて、その場になって慌てるようなことがあるのでないかなという気がします。そういった部分では、広報やあんなんで十分周知はしておりますけど、例えば、成人式のなかで成人の人には、こういったのがありますよとか、きちっとした対応をしていながら、年寄りを持ってもらわんでもええんで、やっぱそういった部分と、もう一つは、個人事業者はぜひ守っていただきたいと思うんですが、難しいことやと思うんです。これは、事業者が勝手にすることなので、ただこの導入によって、税が取りやすくなりますので。それは、どうかはわかりませんが、やっぱり制度を熟知する方向を議案とは、それですが、もっともっとマイナンバー制度の導入については住民に周知していながら、メリットは、私はあるとは思いますが、デメリットも多いのでその辺はちゃんと住民サービスになるように心がけていただきたいと思うのですがいかがでしょうか。

○関洋三議長 答弁、担当課長、企画政策課、高嶋一博君。

○高嶋企画政策課長 藤田議員さんの再質問にお答えさせていただきます。

おっしゃるようにマイナンバー制度については、大きな変革でございますが、十分に住民の方に周知ができていないという部分も考えられます。今までも、広報とか地元で御要望があれば、説明にあがったりというような取扱も実際は行っておりますが、それでもまだまだ不十分だと、考えております。引続き、そういう周知については行っていきたいと考えておりますが、現在のところ個人番号カードについては、発行数についても1割にも満たないという状況でございます。まだ十分にマイナンバー制度が認識されていない部分もあろうかと思っておりますので、引続き周知等に心がけていきたいな、というふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○関洋三議長 課長、そのままです。質問者から、お年寄りを持たなくてもいいという話しができましたが、そのことについてもう一度、明快な答弁してください。

○高嶋企画政策課長 現実的には、写真が入った身分証に代わるようなものが、お年寄り等について必要だという部分はあろうかと思っておりますが、現時点で、まだ制度のなかで実際にそれを運用しているということは、ございませんので、いま自身、マイナンバーカードが必要だということはないかと思っております。

しかしながら、制度としては今から、いろいろな仕組みの中でマイナンバーを必要として、こようと思っておりますのでカードはともかくとして、通知カードについて個人ごとのマイナンバーについては、行政のなかで必要になってまいりますので、個人カードについては必要ないという部分が、いまのところは言えるかもしれませんが、制度として先々、必要となってまいりますので、そういう部分で用途としては拡大してくる、というふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○関洋三議長 ほかに質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○関洋三議長 あるようです。7番、白川年男君。

○白川年男議員 後の、議案の中にも出てきますが、写真貼って正規のカードにしていなくても、町から発行されとることやから、町の方では個人番号はわかっと思いうんですね。だから、写真貼って云々と、そこまでしてなくても後の書類上の支障は起こらんと私は解釈しとんで。そう理解しといたらいいですね。

○関洋三議長 質問内容が、議案の質疑で認められませんので。

○白川年男議員 ちょっと、ずれますけど。

○関洋三議長 ちょっと、とめていただけますか。

○白川年男議員 そういうことで、マイナンバーの写真とか貼ってないんですけど、それは支障ないと、そう承知しとればいいわけですね。

○関洋三議長 いま、申し上げましたように質疑認めませんので、次、まいります。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○関洋三議長 これをもって、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております、議案第1号は、会議規則第39条

第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○**関洋三議長** 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○**関洋三議長** 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第1号 専決処分の承認について（まんのう町税条例の一部改正について）を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○**関洋三議長** 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第5 議案第2号 専決処分の承認について（まんのう町国民健康保険税条例の一部改正について）

○**関洋三議長** 日程第5、議案第2号 専決処分の承認について（まんのう町国民健康保険税条例の一部改正について）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○**栗田町長** ただいま上程いたしました、議案第2号の専決処分の承認につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

この専決処分は、まんのう町国民健康保険税条例の一部改正についてでございます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する、法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う、関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う地方税関係省令の整備に関する省令が公布され、平成28年1月1日以降、地方税法施行規則に基づく申請事項等に個人番号を追加することとされました。これにより、まんのう町国民健康保険税条例の一部改正を行うものです。

地方自治法第179条第1項の規定による専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めます。

主な改正内容は、1 ページ目、第22条第2項第1号、及び住所を、住所及び個人番号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、平成25年法律第27号、第2条第5項に規定する個人番号をいう、に改めるものでございます。

以上、御審議の上、御承認賜われますようお願い申し上げます。

○**関洋三議長** これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○**関洋三議長** 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております、議案第2号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○**関洋三議長** 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○**関洋三議長** 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第2号 専決処分の承認について（まんのう町国民健康保険税条例の一部改正について）を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○**関洋三議長** 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第6 議案第3号 専決処分の承認について（まんのう町介護保険条例の一部改正について）

○**関洋三議長** 日程第6、議案第3号 専決処分の承認について（まんのう町介護保険条例の一部改正について）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○**栗田町長** ただいま上程されました、議案第3号の専決処分の承認について、その提案理由を申し上げます。

この専決処分は、まんのう町介護保険条例の一部改正についてでございます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する、法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う、関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令が公布され、平成28年1月1日以降、介護保険法施行規則に基づく申請事項等に個人番号を追加することとされました。これにより、まんのう町介護保険条例の一部改正を行うものです。

地方自治法第179条第1項の規定による専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものです。

それでは、まんのう町介護条例の一部改正について、1ページ目、右の欄「改正前」、

第9条保険料の徴収猶予の規定について、2ページ目、第2項第1項の右の欄、下線部分を左の欄「改正後」の下線部分のとおり個人番号を加え、同様に、右の欄「改正前」、第10条保険料の免除の規定について、第2項第1号下線部分を左の欄「改正後」の下線部分のとおり個人番号を加えるものです。

以上、提案理由の説明といたします。御審議の上、御承認賜われますようお願い申し上げます。

○関洋三議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております、議案第3号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○関洋三議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第3号 専決処分の承認について（まんのう町介護保険条例の一部改正について）を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第7 議案第4号 事業変更契約の締結について（まんのう町立満濃中学校改築・町立図書館等複合施設整備事業）

○関洋三議長 日程第7、議案第4号 事業変更契約の締結について（まんのう町立満濃中学校改築・町立図書館等複合施設整備事業）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第4号の事業変更契約の締結について、提案理由の御説明を申し上げます。

次のとおり、まんのう町立満濃中学校改築・町立図書館等複合施設整備事業について契約変更をしたいので、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律

第12条の規定により、次のとおり議会の議決を求めるものでございます。

変更増の契約金額は9,224万8,783円うち消費税及び地方消費税の額1億1,441万4,205円、既契約金額81億5,934万3,555円うち消費税及び地方消費税の額3億8,376万7,858円、既本契約日平成23年8月30日、契約の相手方香川県仲多度郡まんのう町吉野下957番地、株式会社まんでがんパートナーズ代表取締役品部浩司（しなべこうじ）でございます。

この度の変更契約の主な内容といたしましては、雨水ポンプの設置が不要となったことから、その維持管理費の減額、電子私書箱システムの中止に伴う減額、その他、法定保守点検項目の増加に伴う、維持管理費の増額、電気料金の改定、消費税率の改定による増額でございます。

御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○関洋三議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○関洋三議長 質疑ありました。質疑、10番、藤田昌大君。

○藤田昌大議員 すみません、たびたび。

全協の時に申し入れをしたと思うんですが、こんだけの23年からの締結のなかで、ここまで支払いが延びたということについては、相手方の瑕疵が非常にあったと私は考えております。そういった部分で、大成建設そのものが全協の時も言いましたけれども、その担当者に対する対応はどうしたか、ということが私、危惧しております。これだけの大きな問題を起こせば、当然なんだかの対応をしていると思います。会社であれば。そのことが、一切見えてこないし、そのままいくのであれば、今後の25年間の契約が危惧されますので、その辺の対応どうしたか、今後どうなるのか。報告があれば、報告していただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○関洋三議長 答弁、町長。

○栗田町長 藤田議員さんの質問にお答えをいたします。

2015年8月、昨年8月に大成建設の懲戒規定運用細則に基づきまして、処分をされたと聞いておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

○関洋三議長 ほかにありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております、議案第4号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○関洋三議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第4号 事業変更契約の締結について（まんのう町立満濃中学校改築・町立図書館等複合施設整備事業）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第5号 平成27年度まんのう町一般会計補正予算案第4号について

○関洋三議長 日程第8、議案第5号 平成27年度まんのう町一般会計補正予算案第4号を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第5号平成27年度まんのう町一般会計補正予算案第4号につきまして御説明申し上げます。

1ページをお開きください。

第1条の歳入歳出予算の補正については、3ページの第1表をごらんください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億4,471万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ132億5,107万5,000円とするものです。

それでは、補正予算事項別明細書により歳入の補正に関する御説明を申し上げます。

7ページをお開きください。

歳入予算では、第19款の繰越金として4億4,471万円を前年度繰越金より増額しています。

続きまして、歳出に関する御説明を申し上げます。

8ページをごらんください。

第10款 教育費、第3項 中学校費、第4目 PFI事業費で満濃中学校等管理運営業務委託料として同額の4億4,471万円を増額しています。

以上、議案第5号平成27年度まんのう町一般会計補正予算案第4号につきまして、御説明を申し上げます。

御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○関洋三議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております、議案第5号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○関洋三議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第5号 平成27年度まんのう町一般会計補正予算案4号についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもって、本日の日程は終了いたしました。

会議を閉じます。

これにて、平成28年第1回まんのう町議会臨時会を閉会いたします。

閉会時間 10時04分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成28年2月8日

まんのう町議会議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員

+